

ST マーク使用許諾契約違反案件に関する処分について

処分に係る企業 (ST マーク使用許諾契約者)	処分に係る事案	処分内容
(株)三洋 東京都中央区日本橋馬喰町 1-13-14	ST 検査中に発売予定日 3 日前に「警告メール」があったが、ST 検査判定前に ST マークを付して商品を出荷。その後、ST 基準不適合判定があったにも拘らず、そのまま商品を販売した。 一部の商品 (3 品目) については新聞社告、新聞折込チラシ等により消費者から回収し、他の商品は流通在庫を回収した。	違約金 12 万円 ((契約料 6 万円 × 2) × 1 ヶ月)。

(注) 本件は、平成 20 年 11 月 20 日開催の理事会で決定されたものです。